

# 役員報酬規程

## (趣 旨)

第1条 この規定は、定款第34条に基づき、役員規定第3条の役職手当について定める。

## (定 義)

第2条 この規定で、役員報酬を支給する役員とは、定款第28条第1項第1号の内、次条の勤務実態のある役員に支給する。

## (役員報酬)

第3条 定款第33条の「役員の地位にあることのみによっては支給しない。」の原則により理事長、副理事長及び勤務実態のある理事に対して支給する。

但し、業務の区別ができないことに鑑み、社員総会で決議された年間最高報酬額の範囲の中で役員報酬として支給する。

(1) 理事長	年間 600万円
(2) 副理事長	年間 360万円
(3) 理事 (病院管理者)	年間 300万円
(4) 理事 (江平クリニック)	年間 120万円
(5) 理事 (総師長)	年間 120万円

## (支給方法)

第4条 役員報酬の支給は、前条の年間支給額を12分割して給与と一緒に合算して支給する。

## (その他)

第5条 この規定に定めのないものは、理事長が決定し、直近の社員総会において承諾を得るものとする。

## 附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成24年8月1日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成25年5月23日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成26年5月26日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成29年5月25日から施行する。

## 附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

## 社員、役員等の費用弁償に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社員、理事、監事等（以下「役員等」という。）の役員の旅及び出会時（以下「出会」という。）の報酬並びに費用弁償の額（以下「費用弁償」という。）の支給方法に関する事項を定めるものとする。

### (費用弁償)

第2条 役員等が理事長の要請により出会（市内）した場合の費用弁償の額は、日当10,000円と、自宅から2キロメートル以上については、1キロメートル当たり37円の交通費を合わせ支給する。

### (支給方法)

第3条 前条に定める費用弁償の支給は、原則として出会の都度、現金で支給する。

### (その他費用弁償)

第4条 役員等が業務のため市外へ旅行するときは、費用弁償（その旅行が枕崎市内を除く）を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費支給規則に準ずる。

### (その他)

第5条 この規程に定めないものは、緊急性を要する場合は理事長が決定し、以後の社員総会において承認を得るものとする。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。